

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第120号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市横大路運動公園について、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市横大路運動公園の使用料の適正化を図るとともに、利用料金制度を導入し、それに伴い必要な措置を講じるために、次のとおり京都市横大路運動公園条例を改正することとしました。

1 使用料の改定

ア 使用料（超過使用料を除く。）

区 分		使 用 料								
		現 行				改 正 案				
		アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他		
		入場料徴収 な 場 る 場	入場料徴収 る 場	入場料徴収 な 場 る 場	入場料徴収 る 場	入場料徴収 な 場 る 場	入場料徴収 る 場	入場料徴収 な 場 る 場	入場料徴収 る 場	
体 育 館	休日等 全面使用	午前8時から正午まで	円 28,000	円 90,000	円 300,000	円 399,000	円 28,800	円 92,570	円 308,570	円 410,400
		午前9時から正午まで	18,000	62,000	207,000	290,000	18,510	63,770	212,910	298,280
		午後1時から午後5時まで	28,000	90,000	300,000	399,000	28,800	92,570	308,570	410,400
		午後5時30分から午後10時まで	51,000	162,000	544,000	762,000	52,450	166,620	559,540	783,770
		午後5時30分から午後9時まで	39,000	124,000	415,000	581,000	40,110	127,540	426,850	597,600
		午前8時から午後10時まで	107,000	342,000	1,144,000	1,560,000	110,050	351,760	1,176,680	1,604,570
		午前8時から午後9時まで	95,000	304,000	1,015,000	1,379,000	97,710	312,680	1,043,990	1,418,400
		午前9時から午後10時まで	97,000	314,000	1,051,000	1,451,000	99,760	322,960	1,081,020	1,492,450
	午前9時から午後9時まで	85,000	276,000	922,000	1,270,000	87,420	283,880	948,330	1,306,280	
	その他 の日	午前8時から正午まで	21,000	69,000	230,000	323,000	21,600	70,970	236,570	332,220
		午前9時から正午まで	14,000	48,000	161,000	230,000	14,400	49,370	165,600	236,570
		午後1時から午後5時まで	21,000	69,000	230,000	323,000	21,600	70,970	236,570	332,220
		午後5時30分から午後10時まで	39,000	127,000	423,000	593,000	40,110	130,620	435,080	609,940
		午後5時30分から午後9時まで	30,000	97,000	323,000	452,000	30,850	99,770	332,220	464,910

			午前8時から午後10時まで	81,000	265,000	883,000	1,239,000	<u>83,310</u>	<u>272,560</u>	<u>908,220</u>	<u>1,274,380</u>	
			午前8時から午後9時まで	72,000	235,000	783,000	1,098,000	<u>74,050</u>	<u>241,710</u>	<u>805,360</u>	<u>1,129,350</u>	
			午前9時から午後10時まで	74,000	244,000	814,000	1,146,000	<u>76,110</u>	<u>250,960</u>	<u>837,250</u>	<u>1,178,730</u>	
			午前9時から午後9時まで	65,000	214,000	714,000	1,005,000	<u>66,850</u>	<u>220,110</u>	<u>734,390</u>	<u>1,033,700</u>	
	半面使用 (1時間につき)	休日等	午前8時から正午まで				3,500				<u>3,600</u>	
			午後1時から午後5時まで				3,500				<u>3,600</u>	
			午後5時30分から午後10時まで				5,000				<u>5,140</u>	
		その他の日	午前8時から正午まで				800					<u>820</u>
			午後1時から午後5時まで				800					<u>820</u>
			午後5時30分から午後10時まで				2,000					<u>2,050</u>
	野球場(1面1時間につき)	休日等					3,300				<u>3,390</u>	
		その他の日					2,000				<u>2,050</u>	
野球場兼運動場(1面1時間につき)	休日等					2,600				<u>2,670</u>		
	その他の日					1,000				<u>1,020</u>		
洋弓場	全面使用	休日等	午前9時から正午まで				5,000				<u>5,140</u>	
			午後1時から午後5時まで				7,300				<u>7,500</u>	
			午前9時から午後5時まで				12,300				<u>12,640</u>	
		その他の日	午前9時から正午まで				3,900				<u>4,010</u>	
			午後1時から午後5時まで				5,600				<u>5,760</u>	
			午前9時から午後5時まで				9,500				<u>9,770</u>	
	部分使用(1人1時間につき)	休日等	午前9時から正午まで				200				200	
			午後1時から午後5時まで				200				200	
		その他の日	午前9時から正午まで				150				150	
			午後1時から午後5時まで				150				150	
ゲートボール場(1面1時間につき)						500				<u>510</u>		
クリケットゴルフ場(1面1時間につき)						500				<u>510</u>		
トレーニングルーム(1人1回につき)						300				300		
談話室(1人1回につき)						300				300		

第1会議室及び	体育館等と併用する場合	午前8時から正午まで	1,300	<u>1,330</u>
		午後1時から午後5時まで	1,300	<u>1,330</u>
		午後5時30分から午後10時まで	2,500	<u>2,570</u>
		午前8時から午後10時まで	5,100	<u>5,230</u>
第2会議室	その他	午前8時から正午まで	2,500	<u>2,570</u>
		午後1時から午後5時まで	3,800	<u>3,900</u>
		午後5時30分から午後10時まで	5,200	<u>5,340</u>
		午前8時から午後10時まで	11,500	<u>11,810</u>
第3会議室及び	体育館等と併用する場合	午前8時から正午まで	700	<u>720</u>
		午後1時から午後5時まで	700	<u>720</u>
		午後5時30分から午後10時まで	1,300	<u>1,330</u>
		午前8時から午後10時まで	2,600	<u>2,770</u>
第4会議室	その他	午前8時から正午まで	1,300	<u>1,330</u>
		午後1時から午後5時まで	2,000	<u>2,050</u>
		午後5時30分から午後10時まで	2,500	<u>2,570</u>
		午前8時から午後10時まで	5,800	<u>5,950</u>

イ 超過使用料（1時間につき）

区 分			使 用 料							
			現 行				改 正 案			
			アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他	
			入場料徴収 な場合	入場料徴収 る場合	入場料徴収 な場合	入場料徴収 る場合	入場料徴収 な場合	入場料徴収 る場合	入場料徴収 な場合	入場料徴収 る場合
体 育 館	休 日 等	正午から午後5時まで	円 8,000	円 26,000	円 90,000	円 122,000	円 <u>8,220</u>	円 <u>26,740</u>	円 <u>92,570</u>	円 <u>125,480</u>
		午後5時から午後10時まで	12,000	38,000	129,000	181,000	<u>12,340</u>	<u>39,080</u>	<u>132,680</u>	<u>186,170</u>
	その他の日	正午から午後5時まで	6,000	21,000	69,000	98,000	<u>6,170</u>	<u>21,600</u>	<u>70,970</u>	<u>100,800</u>
		午後5時から午後10時まで	9,000	30,000	100,000	141,000	<u>9,250</u>	<u>30,850</u>	<u>102,850</u>	<u>145,020</u>
洋弓場（全面使用）	休 日 等	正午から午後7時まで	2,200				<u>2,260</u>			
	その他の日	正午から午後7時まで	1,700				<u>1,740</u>			
第1会議室及び第2会議室	体育館等と併用する場合	正午から午後5時まで	500				<u>510</u>			

		午後5時から午後10時まで	800	<u>820</u>
	その他	正午から午後5時まで	1,000	<u>1,020</u>
		午後5時から午後10時まで	1,500	<u>1,540</u>
第3会議室及び第4会議室	体育館等と併用する場合	正午から午後5時まで	200	200
		午後5時から午後10時まで	400	<u>410</u>
	その他	正午から午後5時まで	500	<u>510</u>
		午後5時から午後10時まで	800	<u>820</u>

ウ 構内地使用料

区 分		使 用 料	
		現 行	改 正 案
売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルにつき1日	円 1,000	円 <u>1,020</u>
立ち売り又は行商	1人につき1日	2,200	<u>2,260</u>

2 利用料金制度の導入

指定管理者に経営努力を促すことで市民サービスの向上を図るため、施設の利用料金を指定管理者が収入する利用料金制度を導入します。

この条例は、平成26年4月1日から施行します。ただし、2については、平成27年4月1日から施行します。

場につき)							
ゲートボール場 (1面1時間につき)						510	
クリケットゴルフ場 (1面1時間につき)						510	
トレーニングルーム (1人1回につき)						300	
談話室 (1人1回につき)						300	
第1会議室及び第2会議室	体育館等と併用する場合	1,330	1,330	2,570	5,230		
	その他	2,570	3,900	5,340	11,810		
第3会議室及び第4会議室	体育館等と併用する場合	720	720	1,330	2,770		
	その他	1,330	2,050	2,570	5,950		

別表第2備考6中「額と」を「額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）と」に、同備考7中「とする」の右に「。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる」を加え、同備考8中「つど」を「都度」に改める。

円	円	円	円
8,000	6,000	12,000	9,000
26,000	21,000	38,000	30,000
90,000	69,000	129,000	100,000
122,000	98,000	181,000	141,000
2,200	1,700		
500		800	
1,000		1,500	
200		400	
500		800	

別表第3備考以外の部分中

を

円	円	円	円
8,220	6,170	12,340	9,250
26,740	21,600	39,080	30,850
92,570	70,970	132,680	102,850
125,480	100,800	186,170	145,020
2,260	1,740		
510		820	
1,020		1,540	
200		410	
510		820	

に改める。

別表第4売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業の項中「1,000」を「1,020」に、同表立ち売り又は行商の項中「2,220」を「2,260」に改める。

第2条 京都市横大路運動公園条例の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「又は構内地を使用しようとする者」を「(構内地を含む。以下同じ。)を利用しようとするもの」に改める。

第6条の見出しを「(利用料金等)」に改め、同条第1項中「運動公園の施設の使用」を「利用」に、「受けた者」を「受けたもの」に、「使用者」を「利用者」に、「別表第2に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければ」に改め、同条第5項を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「部分使用」を「部分利用」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「運動公園の」を削り、「の使用者」を「に係る利用料金」に、「別に定める使用料を納入しなければならない」を「指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「使用時間」を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「とおりの」を「額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるもの」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金(構内地に係るものを除く。)は、別表第2に掲げる額の範囲内において、

指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第6条第6項中「使用者」を「利用者」に、「又はガス」を「、ガス又は水道」に、「使用した場合は」を「利用したときは、指定管理者に対し」に、「納入しなければ」を「支払わなければ」に改める。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条第1項中「使用者は、使用しよう」を「利用者は、利用しよう」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(利用料金の還付)

第7条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表第2備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「片面使用」を「片面利用」に、「部分使用」を「部分利用」に改め、同表備考1中「部分使用」を「部分利用」に改め、同備考2中「使用者」を「利用者」に改め、同備考3中「使用する」を「利用する」に改め、同備考4中「使用した」を「利用した」に改め、同備考6中「使用者」を「利用者」に改め、「使用料」を「利用料金の上限額」に、「使用する」を「利用する」に改め、同備考7中「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、同備考8中「使用時間」を「利用時間」に、「使用料は」を「利用料金の上限額は」に、「使用料との」を「額との」に改める。

別表第3備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に改め、同表備考2中「使用者」を「利用者」に改め、同備考3中「使用する」を「利用する」に改める。

別表第4中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は平成26年4月1日から、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 京都市横大路運動公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 第1条の規定による改正後の京都市横大路運動公園条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 第2条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の京都市横大路運動公園条例（以下「改正前の条例」という。）第7条第1項の規定による許可の申請を行ったものであって、第2条の規定の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同条の規定による改正後の京都市横大路運動公園条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第1項の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 5 第2条の規定の施行の日前に改正前の条例第7条第1項の規定による許可を受けたものは、改正後の条例第9条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

(文化市民局市民スポーツ振興室)